

2009年5月8日

各位

会社名 三井住友海上グループホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 江頭 敏明
(コード番号：8725)

株主提案権の行使に係る書面の受領に関するお知らせ

当社は、ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー)サブアカウント ユーエスエルの代理人であるブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー(注：当該代理人は、当社株式39,859,650株(発行済株式の9.46%)を保有する旨の大量保有報告書の変更報告書を2008年12月15日に提出しております。)より、2009年6月開催予定の当社定時株主総会における株主提案権の行使に係る2009年4月20日付の書面を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社の対応方針につきましては、本提案の内容等について慎重に検討したうえで、決定次第お知らせいたします。

記

1. 提案者

ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー)サブアカウント ユーエスエル

2. 提案のあった議案の概要

剰余金追加配当の件

下記剰余金を追加で配当するものとします。

配当財産の種類

金銭

1株当たり追加配当額

金40円から第1回定時株主総会に当社取締役会が提案し同総会で承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額。これにより中間配当金(1株につき金27円)とあわせて年間配当金は1株につき67円となります。

配当財産の割当てに関する事項

普通株式1株につき上記の1株当たり追加配当額

剰余金の追加配当が効力を生ずる日

平成21年6月30日。但し、平成21年9月30日までに支払われるものとします。

3. 当社の株主還元の方針

株主還元につきましては、経営環境と成長に向けた事業展開を勘案するとともに、業績に応じて適切に実施し、株主の皆さまの期待にお応えしていくことを基本としております。一方、保険事業の性格上必要な内部留保の充実に努めることも必要と考えております。以上を踏まえ、当社独自の利益指標であるグループコア利益の40%を目処に、配当と自己株式取得により株主還元を行い、あわせて、安定的な配当を堅持し、中長期的に増配基調を維持することを株主還元の基本方針としております。

当社第1期定時株主総会に提案すべき剰余金の配当につきましては、以上のような株主還元の考え方を基に、2009年3月期の業績見通しに加え、昨今の不安定な金融情勢や経済動向等の事業環境を勘案して慎重に検討し、決定次第お知らせいたします。

以 上